

新型コロナウイルス感染症
第17回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年5月20日(水)

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染予防のための福祉施設巡回事業の実施について【北区保健所・健康福祉部】

3 閉 会

新型コロナウイルス感染予防のための福祉施設巡回事業の実施について

1 要 旨

福祉施設内のクラスター対策として、感染症対策を専門とする医師等を派遣し、感染予防に必要なアドバイスや情報提供を行う。

2 経 過

緊急事態宣言の延長が決定し、国民には行動変容が求められている中、老人保健施設や介護施設など入所系の施設におけるクラスター発生の事例が多数報じられている。このような状況にあって、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月22日）の中で、感染による重症化リスクが高い医療機関や介護施設等では、早期発見・早期対応が重要であるとしている。このことから、区内福祉施設における感染予防対策について、早期に積極的な支援を行う必要がある。

3 実施方法

(1) 実施時期

令和2年5月下旬から6月末まで（予定）

(2) 対象施設

希望する区内高齢者入所施設

(3) 巡回体制

3名の職員が施設を巡回して実施する。

〔医師：1名（保健予防課）※医師は公益財団法人結核予防会結核研究所から派遣
保健師：1名（高齢福祉課・長寿支援課で輪番対応）
事務：1名（巡回する施設の所管課）〕

(4) 実施方法

希望する施設を巡回して、現場において国のガイドラインをもとに、感染予防に必要なより具体的なアドバイスや情報提供を行うことで、施設における感染対策が持続可能なものとなるよう支援する。

4 今後の予定

本事業の実施結果をもとに施設の実情などを踏まえて、巡回すべき施設の対象など、今後の事業展開を検討していく。